

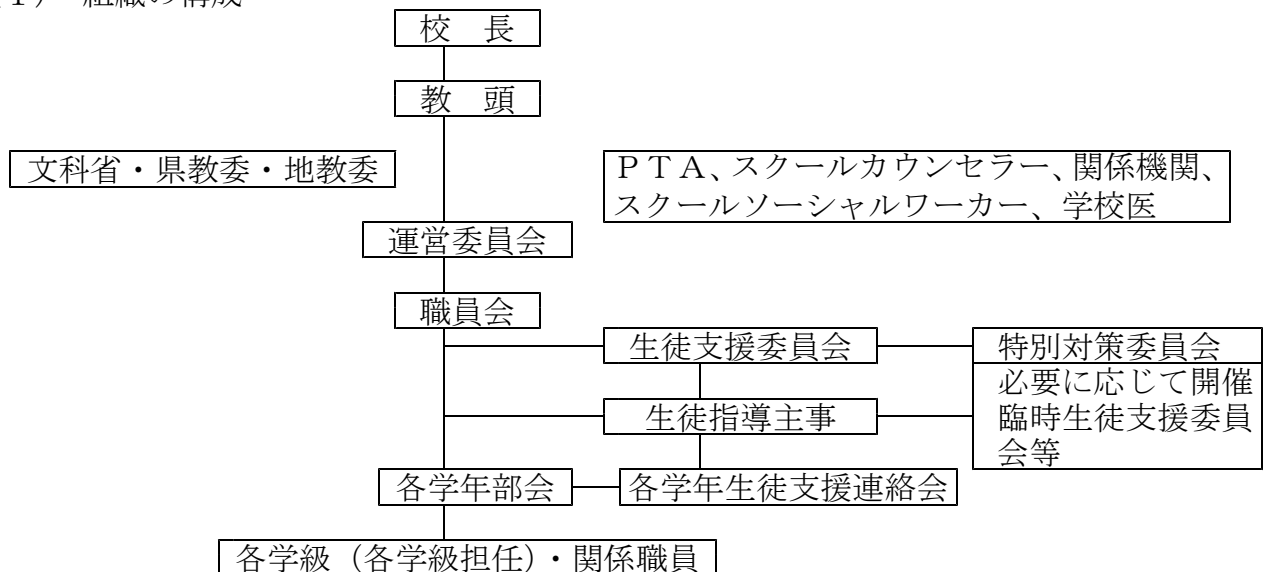
学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

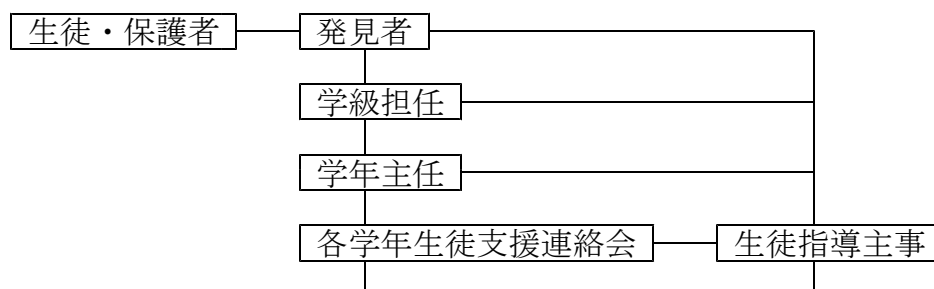
- (1) 教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り抜くとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (5) より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

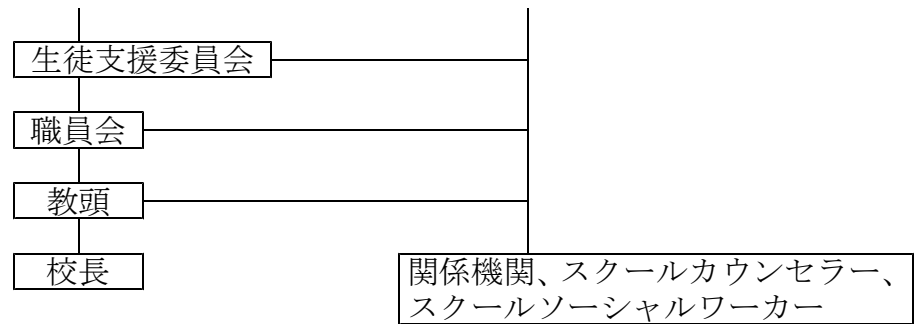
2 学校いじめ対策組織

(1) 組織の構成



(2) いじめ発見時の指導・連携協力体制





(3) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と生徒及び保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。
- (6) 気軽に相談ができるように、教員以外にスクールカウンセラーが週1日相談室に在室し、スクールソーシャルワーカーが週1日職員室に在室している。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組

む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。

- ⑨ 生徒会活動などにおいて、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 生徒の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑬ 生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑭ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表することで、生徒や保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けたり、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を活用したりするなど、学校を含め家庭や地域社会全体で対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談ができるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応する。
- (3) 全生徒を対象としたいじめ発見のための「生活アンケート」を定期的（6月、11月、2月）に実施することに加え、「個別面談」や「生活記録」の記述等から、生徒の悩みや対人関係の状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「学校いじめ対策組織」において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校内の専門家との連携に努める。
特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 生徒に絶えず声かけを行い、生徒が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気づいたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があつた時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。
- (9) 日頃から生徒が異なる年齢を含めた他の生徒や大人との関わりを持つ機会を作り、子供の悩みや相談を受け止めるようにする。
- (10) 夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みを簡単に相談することができるよう「24時間子ども SOS ダイアル」や「いじめホットライン」等、子供の相談窓口を集約し、学校や家庭に周知する。
- (11) 地域に幅広いネットワークを有する店舗・いきいきクラブ・子ども会等と連携して、地域におけるいじめ等を見逃さない児童生徒の見守り活動の充実を図り、地域社会との協働という観点を加え、児童生徒のいじめ等問題行動の防止や早期発見に取り

組む。

6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
 - ② 「学校いじめ対策組織」において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
 - ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
 - ④ いじめを受けた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。
- (2) いじめを受けた生徒、保護者への支援
 - ① いじめを受けた生徒を徹底して全力で守りぬく。
 - ② いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
 - ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
 - ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
 - ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
 - ⑦ 特に配慮が必要な生徒の指導については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (3) いじめた生徒への指導と保護者への助言
 - ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
 - ② いじめを受けた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
 - ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
 - ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
- (4) 他の生徒への指導
 - ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
 - ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
 - ③ 生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。
- (5) 教育委員会等への報告と連携
 - ① いじめを認知した場合は、校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じていじめた生徒に出席停止措置の適用を要請する。
 - ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チームの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。
- (6) 関係機関への相談・通報
 - ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
 - ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
 - ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。
 - ④ 普段から、教育委員会や学校と関係機関との担当者間での情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築しておく。
 - ⑤ いじめ等の問題行動で学校だけでは解決が困難な事案に対して、教育委員会が主体となって問題に応じて「町いじめ問題等対策連絡会議」の開催や、県教育委員会が組織する「阿波っ子スクールサポートチーム」「スクールプロフェッサー」「法律の専門家である弁護士（スクールロイヤー）」の派遣を要請し、各関係機関が連携して必要な指導や助言等を行うことにより学校を支援し、問題の解決に取り組む。
- (7) いじめの解消状態

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期間を設定できる。
- ② いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

7 校内研修

校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修や学年部会を行う。

8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認められたとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画（いじめ防止プログラム）

年間目標

- ・ いじめは、どの子供にもどこの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・ 教職員や児童生徒が、学校内でのルールへの検討や行事運営、啓発活動を通して、よりよい学校づくりを進めていく意識を醸成する。
- ・ 教職員の研修を通して、いじめについての共通理解、生徒の状況等の情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。
- ・ 生徒との信頼関係の醸成し、いじめを見抜く感覚を磨くことでいじめの早期発見を図る。
- ・ 学習指導や進路指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、児童生徒が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。
- ・ 児童生徒の生活態度・意識を向上させるとともに、適切な人権意識を身に付けさせ、いじめの未然防止を図る。
- ・ 児童生徒の心の変化をいち早く捉え、いじめの早期発見・早期対応に努め、人間関係の修復・改善を図る。

	内 容	対象者	担 当
4月	学校基本方針の共通理解 指導体制や指導計画の公表・周知 校内研修（生徒指導の共通理解） P T A参観日・総会 携帯電話安全教室（1年） 三者面談 生徒支援委員会	教職員 教職員・生徒・保護者 教職員 保護者 生徒 生徒・保護者 教職員	教頭 生徒指導主事 生徒指導主事 教頭 生徒指導主事 教務主任 生徒指導主事
	特別な支援を要する生徒の共通理解	教職員	生徒指導主事

5月	体育祭 挨拶や遅刻等生活指導	生徒・保護者 生徒	体育主任 生徒指導主事
6月	人権問題意見作文作成 人権問題意見発表会 保護者向けいじめチェックリスト 生活アンケート調査 生徒支援委員会 飲酒・喫煙・薬物乱用教室（3年）	生徒 生徒 保護者 生徒 教職員 生徒	人権教育主事 人権教育主事 教頭 生徒指導主事 生徒指導主事 生徒指導主事
7月	QUテスト 校内研修 三者面談 生徒支援委員会 電子メディア講演会	生徒 教職員 生徒・保護者 教職員 生徒・教職員・保護者	教務主任 研修主任 教務主任 生徒指導主事 生徒指導主事
8月	校内研修 生徒支援委員会	教職員 教職員	研修主任・教頭 生徒指導主事
9月	文化祭 キャリア学習（2年） 生徒支援委員会	生徒・保護者 生徒 教職員	特活主任 学年主任 生徒指導主事
10月	職場体験学習（2年） 遠足（1・3年） 生徒支援委員会	生徒 生徒 教職員	学年主任 学年主任 生徒指導主事
11月	P T A参観日 保護者向けいじめチェックリスト 生活アンケート調査 QUテスト 人権教育講演会（2年） 生徒支援委員会	生徒・保護者 保護者 生徒 生徒 生徒 教職員	教頭 教頭 生徒指導主事 教務主任 学年主任 生徒指導主事
12月	学校評価アンケート 生徒指支援委員会	生徒・保護者 教職員	教頭 生徒指導主事
1月	生徒支援委員会	教職員	生徒指導主事
2月	保護者向けいじめチェックリスト 生活アンケート調査 生徒支援委員会	保護者 生徒 教職員	教頭 生徒指導主事 生徒指導主事
3月	生徒支援委員会 1年間の取組点検評価・改善 次年度の計画	教職員 教職員 教職員	生徒指導主事 教頭 教頭

重大事態への対応マニュアル

★いじめ事案発生★

(1) 組織員の構成

①既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：(教頭、生徒指導主事、該当学年の学年主任、学級担任、副担任)

②外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成：(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議員、板野東部青少年育成センター職員、民生児童委員、警察経験者(スクールサポーター)、学校医等)

(2) マスコミへの対応 窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応(対応者：校長)

I 重大事態の発生(疑いを含む)

II 北島町教育委員会に報告する (学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断)

III 重大事態の調査組織を設置する (学校が調査の主体になった場合)

- ・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。

- ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。

- ・②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。

- ②既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織

- ③調査を行うための第三者組織

(町教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、精神科医、学識経験者)

IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害児童生徒・保護者に①から⑥を説明をする。

- ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。

- ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

- ①調査の目的・目標

- ②調査主体

- ③調査時期・期間

- ④調査項目

- ⑤調査方法

- ⑥調査結果の提供

V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)

- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。(文科省「背景調査の指針(改訂版)」を参照)

- ①文書情報の整理

- ②アンケート調査の実施

- ③聞き取り調査の実施 → 時系列にまとめて分析する。

- ④情報の整理

VI 調査結果を北島町教育委員会に報告する

VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。

- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。

- ・再発防止策を検討する。

- ・報告書の取りまとめをする。

